

＜別紙資料：同一見本市への出展、助成対象の展示会について＞

【同一見本市出展への助成】

同一見本市出展にかかる助成は、「原則として連続3回まで」とし、4年連続の出展は助成対象外とします。

ただし、以下の場合には回数制限（連続3回まで）を適用しません。

- ① 出展見本市等が、「地方創生特別枠」に定める分野（輸送、IT活用、健康・福祉・医療、食品、エネルギー）に該当するとNICOが認める場合
- ② 当事業を利用して出展した同一見本市での直近3年間（H26年度～H28年度）の成約額（NICOへの報告額）が2年連続して増加した場合

【地方創生特別枠：複数見本市等の出展経費を助成対象】

地方創生特別枠においては、助成上限額の範囲において、複数見本市等（「地方創生特別枠」に定める分野に限る）の出展経費を助成対象とします。

但し、この場合で、当事業を利用して4年連続の出展となる見本市等は助成対象外とします。

【申請例】

	H25	H26	H27	H28	H29	応募可否
原則		展示会 A 1回目	展示会 A 2回目	展示会 A 3回目	展示会 A 4回目	×
	展示会 A 1回目	展示会 A 2回目	展示会 A 3回目	展示会 B 1回目	展示会 A 4回目 <u>連続でない</u>	○
	展示会 A 1回目	展示会 A 2回目	展示会 A 3回目		展示会 A 4回目 <u>連続でない</u>	○
例外 ケース①		展示会 C 1回目	展示会 C 2回目	展示会 C 3回目	展示会 C 4回目 <u>地方創生特別枠</u>	○
例外 ケース②		展示会 D 1回目 成約 100 万	展示会 D 2回目 成約 150 万	展示会 D 3回目 成約 200 万	展示会 D 4回目 成約額 2 年連続増加	○
【特別枠】 複数 見本市等		展示会 E 1回目	展示会 E 2回目	展示会 E 3回目	※展示会 E は 4 回目と なるため対象外	×
				展示会 F 1回目	展示会 F 2回目	○
					展示会 G 1回目	